

平成 26 年 2 月

お客さま 各位

札幌中央信用組合

## 当組合の「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守してまいります。

平成 25 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し遵守します。

今後、お客さまからのお借入相談時や保証人のお客さまがガイドラインに則った保証債務の整理を希望された場合などは本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

※経営者保証に関するガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。

- ・「経営者保証に関するガイドライン」 全国銀行協会

[http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news251205\\_1.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news251205_1.pdf)

(全国銀行協会のサイトへリンクします)

- ・「経営者保証に関するガイドライン」Q&A 全国銀行協会

[http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news251205\\_2.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news251205_2.pdf)

(全国銀行協会のサイトへリンクします)